ハローワーク受付票

受理年月日: 令和3年10月6日

氏 名: ハロワ タロウ

ハロワ 太郎

求職番号はこちら

求職番号: 12345-86868601

様

水 順 番 亏 : 12345-000000

担当窓口:01職 種:

希望就業形態: フルタイム

<お願い>

ハローワークをご利用される際は、この「ハローワーク受付票」をご持参ください。 また、電話等でのお問い合わせの際は、上記の求職番号をお伝えください。 様式第11号(第17条の2関係)(第1面、第2面)

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号
2. 氏名

3. 被保険者番号
4.性別5.離職時年齢6.生年月日7.求職番号

4800-010566-2
男27

4800-010566-2
男27

4800-010566-2
男27

4800-010566-2
日

4800-01056

9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店

安定所現金(G)

求職番号はこちら

10. 資格取得年月日	11. 離 職 年 月 日	12. 離 職 埋 田
190401	281231	40
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給 付 制 限
	6, 666	

16. 求職申込年月日	17. 認 定 日	18. 受給期間満了年月日		
290104	1型−月	291231		
19. 基 本 手 当 日 額	20. 所定給付日数	21. 通 算 被 保 険 者 期 間		
4, 747	90	090900		
22. 離 職	前 事 業	所 名		
ロウト・ウシシ・ョウセンターカフ・シキカ・イシャ 労働市場センター株式会社				
23. 再 就 職 手 当 支 給 歷	24. 特殊表示(災害時、	、一括、巡相、市町村)		

安定所連絡メッセージ1 安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は

〒177-0044 練馬区上石神井

管轄地方運輸局所在地

電話番号

03-3929-3311

センター

公共職業安定所長業安定

所長印

交付 年 月 日

- 折り曲げ線 -

注 意 事 項

- 1 この証は、第1面の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 2 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所 又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
- 3 あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続を、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 4 定められた<u>失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなる</u>ことがあります。
- 5 失業の認定を受けようとする期間中に<u>就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たとき</u>は、その旨を必ず届け出てください。
- 6 <u>偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、</u>又は<u>受けようとしたとき</u>は、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の独付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 8 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの 間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大限の日数 です。
- 9 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その<u>処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内</u>に NNN 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 10 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定 所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

(パーコード貼付欄)

求職番号

(パーコード貼付欄)

支給番号

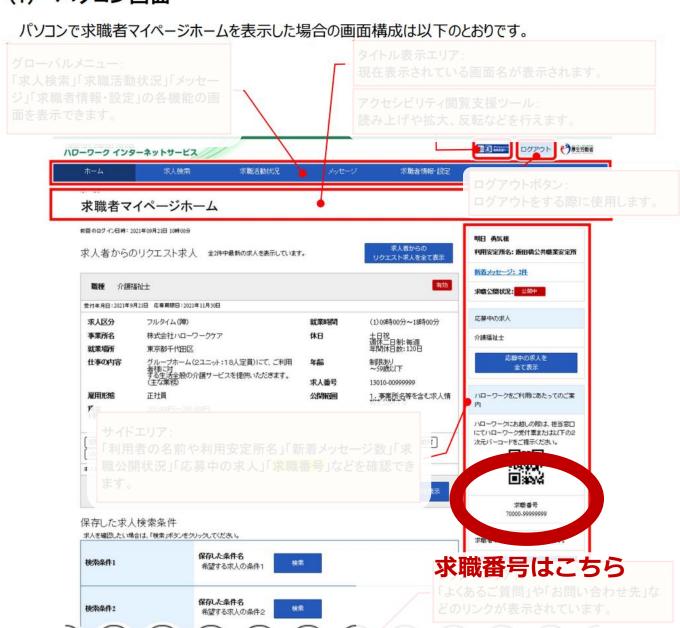
(第2面)

雇用保険説明会 年 月 日 出席済

2017. 1

求職者マイページ(ハローワークインターネットサービス)

(1) パソコン画面



| リンク集 | サイトマップ | サイトポリシー | ブライバシーポリシー | 利用規約 | よくあるご言語 | と問い合わせ先 | 所在地情報 | All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(2) スマートデバイス画面

スマートデバイスで求職者マイページホームを表示した場合の画面構成は以下のとおりです。

